

健康障害防止措置の検討シート 発がんのおそれのある有機溶剤

1 対象物質の主な物性等

(1) 対象物質の主な物性等

測定対象物質名	CAS.No	主な物性	発がん性評価区分 IARC	管理濃度 (ppm)
		上段: 沸点 下段: 蒸気圧		
クロロホルム	67-66-3	62°C 21.2kPa(20°C)	2B	3
四塩化炭素	56-23-5	76.5°C 12.2kPa(20°C)	2B	5
1,4-ジオキサン	123-91-1	101°C 5.1kPa(25°C)	2B	10
1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	107-06-2	83.5°C 10.5kPa(25°C)	2B	10
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	75-09-2	40°C 47.4kPa(20°C)	2B	50
スチレン	100-42-5	145°C 0.7kPa(20°C)	2B	20
1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	79-34-5	146.5°C 0.6kPa(25°C)	2B(前年の3から変更。評価書準備中)	1
テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)	127-18-4	121°C 2.5kPa(25°C)	2A	50
トリクロロエチレン	79-01-6	87°C 7.8kPa(20°C)	1(前年の2Aから変更。評価書準備中)	10
メチルイソブチルケトン	108-10-1	117~118°C 2.1kPa(20°C)	2B	50

(2) 作業環境測定状況と有機溶剤等健康診断の生物学的モニタリングに関する検査の実施状況

	作業環境測定状況					生物学的モニタリングに関する検査			
	調査年度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分	第2又は第3管理区分	検査結果(平成23年)			
		割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	分布1(%)	分布2(%)	分布3(%)	検査内容
クロロホルム	17年度	97.8	1.1	1.0	2.2	-	-	-	非対象
	18年度	96.7	1.8	1.6	3.3	-	-	-	非対象
四塩化炭素	17年度	96.7	2.7	0.5	3.3	-	-	-	非対象
	18年度	98.8	0.0	1.2	1.2	-	-	-	非対象
1,4-ジオキサン	17年度	98.6	1.1	0.4	1.4	-	-	-	非対象
	18年度	95.2	1.8	3.0	4.8	-	-	-	非対象
1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	17年度	89.9	7.6	2.5	10.1	-	-	-	非対象
	18年度	88.3	7.4	4.3	11.7	-	-	-	非対象
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	17年度	86.9	8.4	4.7	13.1	-	-	-	非対象
	18年度	77.2	12.5	10.3	22.8	-	-	-	非対象
スチレン	17年度	94.2	4.2	1.6	5.8	97.8	1.9	0.3	尿中マンデル酸
	18年度	86.3	8.6	5.1	13.7	-	-	-	非対象
1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	17年度	100.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	非対象
	18年度	98.2	1.8	0.0	1.8	97.8	1.9	0.3	尿中トリクロロ酢酸
テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)	17年度	93.3	5.0	1.7	6.7	94.4	4.1	1.4	尿中総三塩化物
	18年度	93.3	5.6	1.0	6.7	94.9	4.1	1.0	尿中トリクロロ酢酸
トリクロロエチレン	17年度	81.5	12.6	5.9	18.5	94.0	4.4	1.6	尿中総三塩化物
	18年度	70.7	16.7	12.5	29.3	-	-	-	非対象
メチルイソブチルケトン	17年度	95.0	2.9	2.1	5.0	-	-	-	非対象
	18年度	97.4	2.5	0.2	2.6	-	-	-	非対象

※ 上記物質については、平成25年有害物ばく露作業報告対象物質としており、今後ばく露実態調査に基づきリスク評価を行っていく予定である。(1,1,2,2-テトラクロロエタンは平成26年対象を計画)

2 リスク作業の実態（業界団体等からのヒアリング結果）

(1) 業界団体等の概要

業界団体名	会員企業数	活動の概要
印刷、化学工業、化学繊維、鉄鋼、金属、機械工業等の関係団体計59団体に意見照会を実施し、36団体から回答	—	・情報収集及び会員企業への指導・周知活動 ・環境配慮工場・事業所の認定制度の推進 等

(注)会員企業数等の欄には、可能な場合には組織化率(会員企業／当該作業を行っている企業総数)を記載する。
なお、会員企業数の算出が難しい場合は、定性的な表現も可能とする。

(2) 作業概要及び健康障害防止措置の採用状況

作業名	作業の概要	健康障害防止措置の採用状況
有機溶剤業務	・インキの溶剤、刷板の洗浄剤として使用(印刷業界) ・紡糸工程、製造装置洗浄等での使用(化学繊維業界) ・塗装作業(印字・マーキング)(鉄鋼業界) ・塗装作業(鉄鋼、自動車業界等)	・局所排気装置の設置 措置実施率 72.4% ・掲示(有害性) 62.2% ・作業記録の作成 42.2% ・作業記録の保存(30年間) 23.3% ・呼吸用保護具(防毒マスク)の使用 64.3%

(3) 関係業界団体の健康障害防止にかかる取組み

取組事項	取組の概要
健康障害防止のための周知活動	・会員企業への周知活動(関係法令遵守、自主規制対象物質、有機溶剤・労働衛生管理等の手引書・マニュアル発行、説明会・研修会の実施等) ・団体としての取り組みはなく、各社対応という回答も一部あり

(4) 特殊な作業(少量取扱等リスクが低い作業)の概要

作業名	作業の概要	事業者によるリスクの見積もり
サンプリング・分析作業	・ガスクロ等の標準サンプルとして使用 ・揮発性有機化合物の分析 ・ドラフト内での化学分析作業に使用 等	・リスクは使用量や作業環境に依存する ・使用量が微量の場合、健康障害防止措置の対象とする必要があるか疑問 等
実験・試験研究	研究所等での実験・試験研究に当該有機溶剤を使用	短時間・少量の場合、ばく露程度は少ない
その他	・ドライクリーニング洗濯機の操作 ・鋼材マーキング、塗装作業 等	・洗濯機が密閉構造で内部が減圧。ばく露リスク低 ・使用量や作業頻度が低いものはばく露が少ない

注:リスクが低い作業等について、関係事業者団体等からのヒアリング等に基づき記入する。

(5) 健康障害防止措置の導入にあたって考慮が必要な事項

考慮を要する事項	内 容
使用量等に応じた緩和	・使用量、作業時間、保護具の措置実行状況等、使用実態、ばく露リスクに見合った適用除外措置を考慮願いたい ・特化則でも業務範囲を規定するようになり煩雑となっている。ばく露リスクは事業者が確認して決めるべきで一律に特定の作業を規制すべきでない。
代替品への切り替え	・代替品への切り替えの推奨、開発を促す行政指導等が必要 ・製品性能維持のため、代替品検討が困難な場合がある。
記録の保存	・記録の保管期間を短く出来ないか(10~15年)

3 健康障害防止措置

(1) 必要な健康障害防止措置(事務局原案)

措置の対象	内容	摘要
対象物質と作業	<input type="checkbox"/> 対象物質	発がんのおそれのある有機溶剤(クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロルエタン、ジクロルメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロルエタン、テトラクロルエチレン、トリクロルエチレン、メチルイソブチルケトン)
	<input type="checkbox"/> 作業	
	<input type="checkbox"/> 適用除外作業	

●職業がんを予防する観点の措置内容(案)

- 1 作業記録の作成
- 2 記録の30年間の保存
 - ・特殊健康診断結果の記録
 - ・作業環境測定の結果と評価結果の記録
 - ・作業記録
- 3 名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項、使用保護具の掲示
- 4 事業廃止時の記録の報告
- 5 有害性に応じた含有率(裾切り値)の見直し(5%→1%)

※特殊健診の実施及び健診項目については別途検討

※ばく露抑制措置の追加等については、ばく露実態調査に基づくリスク評価実施後に検討予定

●労働安全衛生法施行令における措置の整理表(案)

措置	内容	発がんのおそれのある有機溶剤
情報提供	表示	●(措置済)
	文書の交付	●(措置済)
労働衛生教育	労働衛生教育(雇入時・作業内容変更時)	●(措置済)

3 健康障害防止措置（続き）

●特定化学物質障害予防規則における措置の整理表（案）
 ※裾切り値を1%として、「エチルベンゼン等」かつ「特別管理物質」として考える場合

措置	内容		発がんのおそれのある有機溶剤の含有量が1%超	発がんのおそれのある有機溶剤含有量が1%以下、発がん性有機溶剤と有機溶剤の含有量の合計が重量の5%超	
対象	適用除外業務		● (有機溶剤業務以外の業務を除外)	● (有機溶剤業務以外の業務を除外)	
製造等に係る措置	第1類物質の取扱い設備		×	×	
	特定第2類物質、 オーラミン等の製造等に係る設備	密閉式	×	※注① 設備、換気装置の性能等、 保護具については有機則における措置内容を準用	×
		局所排気装置	×		×
	プッシュプル型換気装置		×		×
	特定第2類物質、 管理第2類物質に係る設備	密閉式	×		×
		局所排気装置	×		×
	プッシュプル型換気装置		×		×
	上記2つの措置の適用除外		×		×
局所排気装置等の要件		×	×		
局所排気装置等の稼働時の要件		×	×		
用後処理装置の設置	除じん		×	×	
	排ガス処理		×	×	
	排液処理		×	×	
	残さい物処理		×	×	
	ぼろ等の処理		○	×	
漏えいの防止	第3類物質等の漏えいの防止		×	×	
	床の構造		×	×	
	設備の改造等		○	×	
	第3類物質等が漏えいした場合の退避等		×	×	
	立入禁止措置		○	×	
	容器等		●	●(一部適用)	
	第3類物質等が漏えいした場合の救護組織等		×	×	
管理	作業主任者の選任、職務		● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	定期自主検査、点検、補修等		×	※注② 有機則準用	
	作業環境測定 (管理濃度は別途 検討)	実施	●	※注③ 混合溶剤測定 は有機則準用	×
		記録の保存(30年間)	★		×
		結果の評価	●		×
		記録の保存(30年間)	★		×
	結果に基づく措置		●	×	
	休憩室		○	×	
	洗浄設備		○	×	
	喫煙、飲食等の禁止		○	×	
	掲示		★	×	
作業記録(30年間の保存)		★	×		
保護具	呼吸用保護具、保護衣等の備え付け等		○	×	
製造許可等	製造許可等に係る手続き等		×	×	
技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		×	×	
報告	記録の報告		★	×	
健康診断	別途検討				

※★印は今回の検討対象の措置

※●印は現行の法令で同等の措置がなされているもの(裾切り値の見直しで引き下げられた範囲は追加措置)

※対象業務の追加及び○印の措置の要否は、今後のばく露実態調査に基づくリスク評価結果により検討。

3 健康障害防止措置（続き）

●有機溶剤中毒予防規則における措置の整理表（案）

※「第2種有機溶剤」の場合

措置	内容	発がんのおそれのある有機溶剤の含有量が1%超	発がんのおそれのある有機溶剤の含有量が1%以下、発がんのおそれのある有機溶剤と有機溶剤の含有量の合計が重量の5%超
対象	適用除外(許容消費量)	●(一部適用)	●(一部適用)
	適用除外(署長認定)	●(一部適用)	●(一部適用)
設備	第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等に係る設備	●	※注④ 対象物質と有機溶剤の含有量の合計が重量の5%超えのものについては、措置済み。
	第3種有機溶剤等に係る設備	●	
	第5条、第6条の措置の適用除外	●	
換気装置の性能等	局所排気装置等の要件	●	
	局所排気装置等の稼働時の要件	●	
	局所排気装置等の稼働の特例許可	●	
管理	作業主任者の選任、職務	×	
	定期自主検査、点検、補修	●	
	掲示	●	
	区分の表示	●	
	タンク内作業	●	
	事故時の退避等	●	
測定	作業環境測定	●(※)	
保護具	送気マスク等の使用、保護具の備え付け等	●	
貯蔵と空容器の処理	貯蔵、空容器の処理	×	×
技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習	● (特定化学物質作業主任者)	● (特定化学物質作業主任者)
健康診断		別途検討	

※ 発がんのおそれのある有機溶剤含有率が1%超、発がんのおそれのある有機溶剤と有機溶剤の含有量の合計が重量の5%超が対象。

3 健康障害防止措置（続き）

(2) 技術的課題及び措置導入の可能性

措 置	技術的課題	措置導入の可能性
作業記録等記録の保存	30年間にわたる長期間保存に当たってのスペースの確保	書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録による保存を行うことが可能(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)
ばく露低減措置	当面は現行の措置内容により対応	技術的課題については、ばく露実態調査結果に基づき検討予定。

注:ばく露許容濃度の達成の可能性等について、発散抑制措置、保護具メーカーからのヒヤリング等に基づき記入する。(ばく露抑制措置の追加等についてはリスク評価実施後に検討予定)

(3) 規制化の必要性(事務局提案)

発がんのおそれのある有機溶剤については、有機溶剤中毒予防規則により一連のばく露低減措置が義務付けられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間の延長等の措置を講じる必要がある。
なお、ばく露低減措置については、有機則を準用しこれまでと同様の措置内容とし、来年度以降開始されるばく露実態調査によるリスク調査結果に基づき現行の対象業務やばく露低減措置等の見直しを検討するものとする。

措置内容	自主的改善の進捗状況* (※進まない場合に規制の必要性は高い)	設備投資の必要性 (※必要性が高い場合規制が効果的)	行政指導の効果 (※効果が上がる場合規制の必要性は低い)	有害性の程度 (※有害性が強い場合は規制の必要性が高い)	用途の広がり の程度 (※用途が多岐に亘る場合規制の効果が大きい)	総合評価
情報提供	約90%	—	高	** (評価値未設定)	多岐にわたる	(※検討対象外)
労働衛生教育	約90%	—	有			(※検討対象外)
発散抑制措置 (密閉化)	約30%	高	低 (要投資)			(※検討対象外)
発散抑制措置 (局所排気装置の設置)	約70%	高	低 (要投資)			(※検討対象外)
漏えい防止	約70%	高	低 (要投資)			(※検討対象外)
作業環境改善 (休憩室、洗浄設備等)	約70%	高	有			(※検討対象外)
作業管理 (作業主任者)	約90%	—	有			(※検討対象外)
作業管理 (作業記録)	約40% 30年保存は約20%	—	低			①必要
作業管理 (呼吸用保護具)	約60%	—	有			(※検討対象外)
作業環境測定	約70% 30年保存は約30%	—	低			①必要(屋内作業場)
特殊健診の実施	約90% 30年保存は約30%	—	低	別途検討 (記録の保存は①必要)		

*調査を36団体に実施

**有害性の程度は、2次評価値に応じて1ppm未満:強度、1ppm以上10ppm未満:中程度、10ppm以上:弱度 とした

注:総合評価は、①規制が必要、②規制が望ましい、③事業者の自主的対策が可能、④規制は不要

4 対策オプション

(1) 対策オプションの比較

オプション1: [職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、原則、作業環境測定や特殊健診の結果の30年間の保存、作業記録の作成等の措置を規則に基づく規制措置として導入(ばく露抑制措置の追加等についてはリスク評価実施後検討)]

オプション2: []

オプション3: [原則、必要な健康障害防止対策を行政指導により普及徹底(国の通知により現在の健康障害防止対策の徹底、作業管理等の自主的対策を事業者に要請)]

考慮事項	オプション1 (規制導入を重視した対策)	オプション2	オプション3 (現行管理を維持する対策)注
① 健康障害防止の効率性 (効率性の高いものを採用)	効率性高い	—	効率性低い
② 技術的な実現可能性 (確保されていることが必要)	実現不可能な問題は認められない		
③ 産業活動への影響	測定結果の長期間保存や作業記録の作成等の義務付けに伴うコスト増から、影響は大きい	—	影響は小さい(自主的改善は産業活動に影響を与えない範囲に限定される)
④ 措置の継続性の確保 (効果が継続するものを採用)	義務化により確保される	—	指導が順守されない可能性あり。経営トップの意向や景気動向に左右され、措置が確保されない可能性あり
⑤ 遵守状況の把握等の容易性 (より容易なことが妥当)	容易	—	多岐にわたる事業場を把握することは困難

注 オプション3は、現行の規制における健康障害防止措置のセットを行政指導により徹底させることである。

(2) 最適な対策

発がんのおそれのある有機溶剤を用いた有機溶剤業務については、既に有機溶剤中毒予防規則によるばく露防止対策が多くの事業場で実施されているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえた措置(作業記録の作成、測定結果等の記録の30年間の保存)については、実施率が低調であり、これらの措置を徹底させるためには、法令に基づく規制化(オプション1)が最適と判断される

措置内容	規制化の要否	導入にあたって考慮すべき事項
情報提供	要	※措置済み
労働衛生教育	要	※措置済み
発散抑制措置 (密閉化)	要	※措置済み(ばく露抑制措置の追加等についてはばく露実態調査後検討)
発散抑制措置 (局所排気装置の設置)	要	※措置済み(局所排気装置、プッシュプル、全体換気装置のいずれか。)(ばく露抑制措置の追加等についてはばく露実態調査後検討)
漏えい防止	望ましい	※今回の検討対象外
作業環境改善 (休憩室、洗浄設備等)	望ましい	※今回の検討対象外
作業管理 (作業主任者、作業記録等)	要	作業記録の作成と30年間の保存が必要
作業管理 (呼吸用保護具)	要	※措置済み(ばく露実態調査の結果(高いばく露濃度)にも対応した呼吸用保護具の選択に留意。)(ばく露抑制措置の追加等についてはリスク評価実施後検討)
作業環境測定	要	屋内作業場が対象(測定結果及び評価結果の記録の30年間保存が必要)
特殊健診の実施	別途検討	健診記録の30年間の保存が必要

4 対策オプション(続き)

(3) 留意事項

① リスクが低いとされた作業にかかる規制の考慮(事務局提案)

作業名	作業の概要	リスク評価等結果の概要	減免の判定
サンプリング・分析作業	・ガスクロ等の標準サンプルとして使用 ・揮発性有機化合物の分析 ・ドラフト内での化学分析作業に使用 等	発がんのおそれのある当該有機溶剤(10物質)については、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間を延長する等の措置を講ずる必要がある。 (低リスク作業についてはばく露実態調査により把握予定)	不可
実験・試験研究	研究所等での実験・試験研究に当該有機溶剤を使用		不可
その他	・ドライクリーニング洗濯機の操作 ・鋼材マーキング、塗装作業 等		不可

② 留意事項等(技術指針、モデルMSDSの作成等)

(4) 規制の影響分析 (←規制影響分析(RIA)にも配慮した検討を予定)

選択肢1: (最適の対策)	発がんのおそれのある有機溶剤を用いて有機溶剤業務を行う場合には、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、作業環境測定や健診の結果の30年間の保存、作業記録の作成等の措置の導入が必要。作業環境測定結果及び特殊健診結果記録の30年間保存、作業記録の作成と30年間の保存、発がん物質である旨の作業場への掲示等特別管理物質に関する義務を規定
選択肢2: (原則規制)	選択肢1に同じ
選択肢3: (現行対策維持)	測定や健診結果の30年間保存等職業がんの原因となる可能性があることを踏まえた自主的対策を国の通知に基づき指導

①期待される効果(望ましい影響)

効果の要素	選択肢1	選択肢2	選択肢3
労働者の便益	便益分類:A 発がんのおそれのある有機溶剤のばく露の防止により、がん等の発症による健康障害の未然防止を図ることができる。	便益分類: —	便益分類:B 国の通知による行政指導では財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業での確な対策が十分に普及しないおそれがあり、その状況を網羅的に把握することは難しい。そのため、労働者にがん等が発症するおそれがある。
関連事業者の便益	便益分類:A 発がんのおそれのある有機溶剤によるがん等の発症を防止することにより、事業者としての労働者の健康確保対策に資するとともに、将来の労災発生の補償リスクを低減することができる。	便益分類: —	便益分類:B 国の通知による行政指導では財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業での確な対策が十分に普及しないおそれがあり、そのため、労働者にがん等が発症するおそれがある。
社会的便益	便益分類:A 発がんのおそれのある有機溶剤によるがん等の発症を防止することにより、労災保険財政に寄与する等、社会全体の健康障害防止に資するものである。	便益分類: —	便益分類:B 国の通達による行政指導では的確な対策が十分に普及せず、そのため、労働者にがん等が発症するおそれは現状と殆ど変わらない。

※ 便益分類については、「A:現状維持より望ましい効果が増加」、「B:現状維持と同等」、「C:現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入

4 対策オプション(続き)

②想定される負担(望ましくない影響)

負担の要素	選択肢1	選択肢2	選択肢3
実施により生ずる負担 (遵守コスト)	費用分類:C 本規制により、事業者に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下の通りである。 ・測定結果や健診結果の保存(数万円～) ・作業記録の作成及び保存(年間数万円～) ・発がん物質である旨の作業場への掲示(数千円～)	費用分類: —	費用分類:C(B) 国の通達による行政指導を受けて対策に取り組む事業者にとっては、次の費用が発生する。 ・測定結果や健診結果の保存(数万円～) ・作業記録の作成及び保存(年間数万円～) ・発がん物質である旨の作業場への掲示(数千円～) ただし、産業活動に影響を与えない範囲に限定される。
実施に要する負担 (行政コスト)	費用分類:B 対象となる事業場は有機溶剤取扱事業場として各種指導を実施していることから、本規制の新設により、国において、費用、人員等の増減はない。	費用分類: —	費用分類:B 対象となる事業場は有機溶剤取扱事業場として各種指導を実施していることから、本規制の新設により、国において、費用、人員等の増減はない。
その他の負担 (社会コスト)	費用分類:A 発がんのおそれのある有機溶剤によるがん等の発症を防止することを通じ、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができる。	費用分類: —	費用分類:B 国の通達による行政指導は法的強制力がないため、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が普及せず、そのためのがん等の発症により、労働者災害補償法に基づく保険給付は、対策をとっていない現状と同様に生じることとなる。

※ 費用分類については、「A:現状維持より負担が軽減」、「B:現状維持と同等」、「C:現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規則との比較)

	選択肢1	選択肢2	選択肢3
分析結果	労働者の保護のため、ベンゼン等他の発がん性物質に対しても既に規制を課し健康障害の防止を図っており、今般の発がんのおそれのある有機溶剤についても、放置した場合に多数の労働者を健康障害のリスクにさらすことになるため、従来と同様の規制を課し事業者の費用負担の増を考慮しても、本ばく露防止対策の実施は必要なものと判断する。	—	労働者の保護のため、ベンゼン等他の発がん性物質に対しても規制を課し健康障害の防止を図っており、今般の発がんのおそれのある有機溶剤についても同様の規制を課すことから、事業者の費用負担の増を考慮しても、必要なばく露防止対策を求めるのは妥当と考えられる。 国の通達による行政指導では、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で的確な対策が十分に普及しているか否かを網羅的に把握することは難しく改善効果は限定される。 そのため、がん等の発症を防止すること及び労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができないと考えられる。

5 措置の導入方針

(1) 措置の導入方針 (←措置導入の方針、技術開発の要否、管理手法等)

発がんのおそれのある当該有機溶剤(10物質)については、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、化学物質のリスク評価検討会において、有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間を延長する等の措置を講ずる必要があるとされた。

これら10物質は、既に有機溶剤中毒予防規則により、リスクを踏まえた一連のばく露低減措置が義務づけられていることから、措置の導入に当たっては、発がん性という有害性を勘案し、発がんのおそれのある有機溶剤を一つのグループ(仮称:特別有機溶剤)として、特定化学物質障害予防規則(特化則)へ移すとともに、以下の措置が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。胆管がん事案で原因物質である蓋然性が高いとされた事例があるジクロロメタンを含む10物質への措置であり、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえると直ちに対応する必要があることから、できるだけ早期に施行するものとする。

なお、これらの物質のばく露低減措置については、有機則を準用しこれまでと同様の措置内容となるが、平成25年有害物ばく露作業報告対象物質(1,1,2,2-テトラクロロエタンについては平成26年報告対象物質とする予定)とされ、同報告を踏まえばく露実態調査及び当該調査に基づくリスク評価を行うこととしており、このリスク評価結果に基づき、現行の対象業務やばく露低減措置等の見直しを検討するものとする。

(措置内容)

- 1 作業記録の作成
- 2 記録の30年間の保存
 - ・特殊健康診断結果の記録
 - ・作業環境測定の結果と評価結果の記録
 - ・作業記録
- 3 名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項、使用保護具の掲示
- 4 事業廃止時の記録の報告
- 5 有害性に応じた含有率(裾切り値)の見直し(5%→1%)

(2) 規制導入のスケジュール

(政省令改正を行う場合)

平成 26年6月頃 改正案についてパブリックコメントを実施

平成 26年8月頃 改正政令、規則の公布

平成 26年10月頃 改正政令、規則の施行(一部猶予)

(例)

措置事項	25年度	26年度	27年度	28年度
作業記録の作成・保存		●		
測定・健診結果の保存 (30年間)		●		
ばく露低減措置		(ばく露実態調査によるリスク評価)		
作業主任者			(対象業務等の見直し)	
計画届 局排設置	(左記の措置は措置済み)			
保護具				
作業環境測定				
特殊健診				

※ 上記スケジュールは措置導入にかかる準備期間等の目安であって、措置の導入予定ではない。